



地域包括支援センターをご利用ください

こんな心配ごとはありませんか？

今までできていたことが
できなくなった。

誰に相談すればいいの？

近所に住む一人暮らしの
高齢者のことが心配

介護保険サービスを利用するには
どうしたらいいの？

介護ってどうしたらいいの？

介護することに
疲れてしまった…



■地域包括支援センターとは

高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・福祉・医療など様々な面から高齢者やご家族を支援しています。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスなど社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員・介護支援専門員の専門スタッフが中心となり、互いに連携を取りながらチームとして高齢者の皆さまを支えます。

■地域包括支援センターの業務

総合相談支援業務 ～何でも相談してください～

介護に関する相談や心配ごと、福祉・健康・生活に関することなど、さまざまな相談をお受けします。どこに相談してよいかわからないことでも、相談内容に応じ適切な機関と連携を取り、情報の共有や関係機関の紹介などにより、問題解決に努めます。

権利擁護業務 ～高齢者の皆さまの権利を守ります～

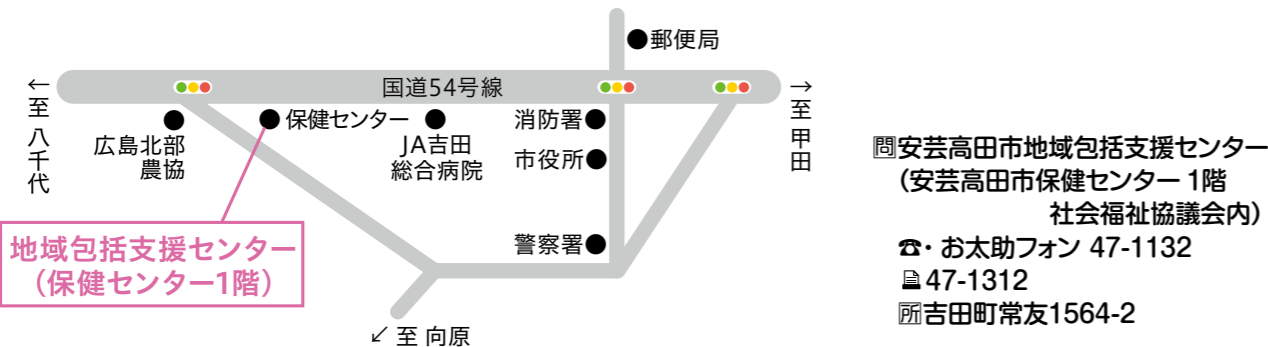
高齢者虐待や消費者被害などは、迷わず地域包括支援センターへ連絡してください。迅速に対応し、高齢者の皆さまの権利を守ります。また、成年後見制度利用の紹介なども行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ～暮らしやすい地域づくりを目指します～

高齢者の皆さまを支える介護支援専門員（ケアマネジャー）の後方支援や、皆さまが暮らしやすい地域づくりに向け、さまざまな関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。

介護予防支援業務 ～在宅で自立した生活ができるよう支援します～

要介護認定において要支援1・2と認定を受けた方や介護が必要となる恐れのある方を対象に、自立した生活ができるよう支援します。また、介護保険についての相談にも対応します。



国民年金前納割引制度（口座振替・前納）

国民年金第1号被保険者、及び任意加入被保険者の1か月当たりの平成29年度保険料は、16,490円です。

下記の口座振替方法の内、①～④についてが割引制度の対象となります。

- ①2年前納（4月～翌々年3月分）
- ②1年前納（4月～翌年3月分）
- ③6か月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- ④当月末振替（早割）
- ⑤翌月末振替

《平成29年度の割引額（口座振替）》

口座振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額
①2年前納	378,320円	15,640円	—
②1年前納	193,730円	4,150円	8,300円
③6か月前納	97,820円	1,120円	4,480円
④当月末振替（早割）	16,440円	50円	1,200円
⑤翌月末振替	16,490円	なし	なし

※現金納付についても前納すれば割引があります。

■注意点

- ・現金納付は1か月早く納付しても割引はありません。
- ・既に口座振替で毎月納付いただいている方も、前納に変更するためにはあらためて手続きが必要です。
- ・口座振替が開始されるまで、2か月程度かかります。
- ・①②及び③の4月～9月分は2月末、③の10月～翌年3月分については8月末が申込期限となります。

《口座振替の申し込み手続き》

口座振替の申し込みには基礎年金番号と口座名義人の記入、及び金融機関への届出印（通帳印）が必要となります。基礎年金番号については、年金手帳や納付書でご確認ください。申込用紙は、金融機関、市役所、年金事務所の窓口にあります。

口座振替の申し込みは、口座をお持ちの金融機関・郵便局、市役所、年金事務所で随時受け付けています。

問 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

使用者からの料金等をもとに運営している上水道・下水道。その現状と、料金適正化に向けて今後開催される審議会の内容などをシリーズでご紹介します。

上水道・下水道の



vol.6

今、そしてこれから

12月7日（木）、向原生涯学習センターみらいにて『第2回上下水道料金審議会』が開催され、前回にも増して活発な意見交換が行われました。今回の審議会では、「繰入金を解消できる料金水準（約2倍）にするべき」などの声もありましたが、急な料金値上げによる住民負担などを考慮し、「今後、上下水道料金改定率20%値上げの方針で検討を進めていく」ことが確認されました。この改定率は財政健全化計画の目標*を達成するために必要な数値です。

※財政健全化計画の目標…平成29年3月に財政健全化計画を改定し、上下水道使用料金の適正化に向け、9年間（平成30年度～平成38年度）で約13億円の繰入金削減を見込んでいます。

● 今回の主な質疑 ●

現状では赤字であることは明らか。受益者負担の観点から、一般会計繰入金を解消できる水準まで思いきって上下水道料金を上げた方が良くはないか？



上下水道を利用していない人でも商業施設や病院での利用はある。水道料金を値上げして補てんするだけでなく、市の税収から補てんしても良いのではないかと？

改定率20%には、施設の更新にかかる費用なども考慮されているのか？

施設の更新は10年据え置いた場合の基準になり、更新費用は含まれていません。

※第2回審議会の内容や資料については、市ホームページでもご覧いただけます。



<http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/gesui/q114/>

問 上下水道課 業務係
☎ お太助フォン 47-1203
☎ 47-1206

第2回 上下水道料金審議会
今回のテーマは

